

社説

消防評論

相次ぐ中南米地震と国際消防救助隊

1月に中米ハイチでM7.0の直下地震が発生し、首都ポルトープランスを中心に死者23万人以上ともいう大惨事が発生した。その記憶も鮮明な2月27日(土)に、今度は南米チリでM8.8の巨大地震が発生。死者・不明者500人以上という大きな被害を出した。

日本でも、太平洋を渡って来た津波のおかげで、大津波警報や津波警報が発令され、全国で合計約168万人に避難指示や避難勧告が出されるなど、社会的に大きな影響が出た。

この二つの地震で残念だったのは、国際消防救助隊が派遣されなかったことだ。ハイチでは治安が悪くて隊員の安全が保証できず、チリでは国際救助隊を受け入れないというチリ政府の方針があるなど、それぞれもっともな理由があるようだ。

だが、世界各国の救助隊がいち早く現地入りし、60人を超える被災者を瓦礫の中から救助したとか、日本が救助技術を教えた中国、韓国、台湾などが、ハイチ地震直後に相当規模の国際救助隊を派遣し、それぞれ大活躍したとかいう話を聞くにつけ、心穏やかではいられない消防関係者も多かったに違いない。

どうも新政権になってから、国際救助に今一つ力が入っていない印象を受ける。国際消防救助隊も、発足してから24年になり、若い消防人の中には、当時の経緯を知らない人も増えているようだ。この機会に、国際消防救助隊の設立の経緯と国際緊急援助隊派遣法の制定に消防庁が果たした役割等について、振り返ってみたい。

国際消防救助隊創設のきっかけ

国際消防救助隊創設の歴史は、昭和60年（1985年）まで遡る。

同年9月にメキシコでM8.1の大地震が発生し、

死者5,500人以上、行方不明者3,500～5,000人という大惨事になった。この時、メキシコシティで多数の建物が倒壊して多くの人々がその下敷きになったため、欧米各国の救助隊が駆けつけて救助に当たり、その様子が世界中に報道された。その中に日本の救助隊の姿がなかったため、内外のマスコミは一斉に、「『経済大国』日本が何故救助隊を出せないのか。」と批判した。当時、日本の経済繁栄はアメリカもやっかむほどだったため、救助隊一人出さないことに批判が集中したのだ。

常々「日本の消防の救助技術は世界でもトップ水準」と自負していた消防関係者は切歎扼腕、「次の機会には是非派遣を」と密かに決意した。

メキシコ地震で医療活動に携わった山本保博日本医科大学助教授（当時）が関根則之消防庁長官を訪ね、「救助チームと医療チームのコンビネーションが国際緊急援助の基本」と力説されたことも、国際消防救助隊創設に大きな影響を与えたと聞く。

同年11月、今度はコロンビア共和国のネバド・デル・ルイス火山の噴火で大規模な泥流災害が発生した。同国から救助隊派遣の打診があったため、自治省消防庁（当時）では自治体消防の特別救助隊員を中心とする救助隊を派遣することを決めて準備を進めたが、最終的には同国政府の意向で派遣にいたらなかった。

この災害は、山腹の大量の積雪が噴火の熱で溶けたために発生した泥流により2万人以上が死亡する大惨事で、特に象徴的だったのは、泥流中に足を挟まれた少女が60時間以上も救出を待ちながら、現地の人々の見守るなかで遂に死亡したという事件だった。その様子が世界中に詳細に報道されたため、日

本の救助関係者も、「このような災害には是非出動したい」との思いをますます強くした。

この災害を契機に、噴火から約40日後の同年12月の閣議において、外務大臣から、国際緊急援助体制の整備のため必要な措置を講じることとする旨が、また自治大臣から、その一環として国際消防救助隊派遣体制を整備する旨が、それぞれ報告された。

国際消防救助隊の発足

この自治大臣の閣議報告を受け、消防庁では、法的問題の整理、隊員の登録・派遣体制の整備、携行資機材の準備等にとりかかった。国家公務員である自衛隊員などと違い、自治体職員である消防職員が外国で救助活動すること自体が法的には問題であり、全国の消防職員から成る救助隊を一つのチームとして海外に派遣することについても、実務上様々な問題があった。

救助隊の名称は「国際消防救助隊（International Rescue Team of Japanese Fire Service）」となり、その略称「IRT」は「愛ある手」という傑作な呼称を得て隊のシンボルマークのモチーフにもなった。

昭和61年4月には、様々な困難を乗り越えてようやく発足した国際消防救助隊のお披露目を兼ね、皇太子殿下のご臨席のもと、東京の13号埋め立て地に全国の登録隊員が結集して合同訓練を行い、海外に消防の救助隊を派遣する準備が整った。

そして、同年10月に中米エル・サルバドルで死者1,226人、倒壊家屋3万戸という大地震が発生すると、消防庁では東京消防庁と横浜市消防局の職員からなる国際消防救助隊を編成し、事実上初の海外派遣に漕ぎ着けたのである。

国際緊急援助隊の派遣に関する法律

市町村の救助隊員を海外派遣するための根拠、隊員の災害補償の根拠等を明確にするには法律の整備が必要であったため（エル・サルバドル派遣はある意味で見切り発車だった）、消防庁では、昭和61年、消防法と消防組織法の改正案を準備して各省と協議に入ったが、内閣官房の調整により、消防独自の法改正を断念し、外務省による特別法の制定を待つこととなった。結局、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」が成立したのは、昭和62年の秋の臨時国会のことだった。



この法律が成立したのは、昭和62年の秋の臨時国会のことだった。

同法成立後、初の海外派遣となったのは平成2年のイラン地震（死者8万人以上）の時であり、消防・警察・医療関係者等23名からなる国際緊急援助隊が派遣された。その後、世界各地で大災害が起こるたびに国際緊急援助隊の主力部隊として国際消防救助隊が派遣され、昨年10月の西スマトラ州パダン沖地震災害まで、合計15回に上っている。

国際救助活動は国の総合危機対応能力の競争の場

救助隊員の技量や装備やチームワークなど、現場での活動力が優れているだけでは、困難な現場で救助に成功することはできない。隊員を迅速に被災国に送り込み、被災国内の移動手段と燃料と通訳を調達し、比較的安全な基地と食料と水を確保し、生存者がいる可能性が高いサイトで活動できるよう情報収集と交渉を行う…という、ロジスティックス能力が必要なのだ。救助場面が内外のマスコミに取り上げられるよう配慮することも常識だ。国際救助活動は、各国の救助隊が、それぞれの国旗を背にして国家の総合能力を競い合う場でもある、ということだ。

隊員の安全を図りながら成果を上げるために、事前に万全の準備をしておくことが必要だ。費用もかかる。

だが、日本が世界一地震リスクの高い国であることは、今や世界の常識だ。その国が国際救助活動の舞台から降りる、というわけにはいかないだろう。日本政府として、このジャンルにどう向き合っていくのか、国民のコンセンサスを得てキチンとした対応をとるべき事項だと思う。